

環境省令第2501161号
令和7年1月16日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年環境省令第32号。以下「省令」という。）が令和6年12月16日に公布され、令和7年3月16日から施行されることとなった。

については、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、これまでも様々な法令改正が行われてきたところである。今般、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品を定めた新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「新用途製品命令」という。）が改正され、新たな水銀使用製品が追加等されたことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）においても必要な改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品及びあらかじめ水銀の回収が必

要な水銀使用製品の追加

新用途製品命令は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成 27 年法律第 42 号）第 13 条並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、水銀に関する水俣条約の発効前から存在する用途に利用されている水銀使用製品（以下「既存用途水銀使用製品」という。）を定め、これ以外の水銀使用製品（新用途水銀使用製品）を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の事前届出の手續等を定めている。

令和 6 年 4 月 26 日、新用途製品命令が改正され、①既存用途水銀使用製品への新たな製品の追加、②製品の範囲の変更及び③規定順の変更がなされた。これを受けて、規則別表第 4 に掲げる水銀使用製品に、真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）を加えた（②、③関係）。また、規則別表第 5 に掲げる「水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であり、あらかじめ水銀の回収が必要な水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品」に真空ポンプ、ホイール・バランス及び推進薬の計 3 製品を加えた（①、②、③関係）。さらに、規則別表第 5 で定めるひずみゲージ式センサの規定順を変更した（③関係）。

なお、今般の改正は、水銀使用製品産業廃棄物の対象となる水銀使用製品の追加等を行うものであるが、施行までの期間中に発見されたものも含め、これらの処理方法については、これまで通り廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、適正に処理するよう排出事業者等に指導されたい。

2 省令を受けた水銀廃棄物ガイドラインの改定

規則を改正する今般の省令を受け、現行の「水銀廃棄物ガイドライン（第 3 版）」（令和 3 年 3 月）を改定し、「水銀廃棄物ガイドライン（第 4 版）」（令和 7 年 3 月）とすることを予定している。省令施行後に改めてガイドラインの改定について周知することとしているが、現時点での改定案を参考まで添付するので、排出事業者の指導等の参考にされたい。

以上